泉大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の趣旨にかんがみ、建築物の耐震診断の実施を促進するため、本市に存する建築物(国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。)の耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対し、泉大津市既存民間建築物耐震診断補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 木造住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に 規定する建築物のうち木造のもので、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅 (いずれも混構造含む。)をいう。ただし、事務所、店舗その他これに 類する用途に供する部分が併せてあるものにあっては、その部分の床面 積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上あるものは除く。
 - (2) 耐震診断 法第4条第2項第3号の技術上の指針に基づき行う診断 をいう。
 - (3) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会主催の木造住宅の耐震診断と補強 方法講習会の受講修了者で、建築士法第2条第1項に規定する一級建 築士、二級建築士及び木造建築士
 - イ 各都道府県知事指定講習(昭和61年建設省告示第1423号、建築士を対象とする講習の指定に関する規程)の既存木造住宅の耐震診断・改修講習会の受講修了者で、受講修了者名簿に登録された者

(補助対象建築物)

- 第3条 補助の対象となる民間建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、 次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、この要綱による補助金の 交付を既に受けたものは除く。
 - (1) 原則として、 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項 前段の確認済証の交付を受け建築された木造住宅。
 - (2) 建築の登記事項証明書その他の書類により、昭和56年5月31日以前に建築されたことが確認できる木造住宅。

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者は、前条の補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号) 第3条に規定する団体を含む。)とする。 (補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、耐震診断に要した費用(補修費及び修繕費を除く。以下同じ。)に11分の10を乗じて得た額(ただし、1戸当たり50,000円を限度とする。)又は当該耐震診断を実施した補助対象建築物の床面積に1平方メートル当り1,100円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、既存 民間建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、 市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、 適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、既存民 間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者 に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付につ いて条件を付することができる。
- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定した ときは、既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書(様式第3号)に より、当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第1項の規定による決定通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは、直ちに既存民間建築物耐震診断着手届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(耐震診断の変更及び中止)

- 第9条 補助決定者は、第6条の規定による交付申請書の内容を変更又は耐震 診断を中止しようとするときは、速やかに既存民間建築物耐震診断補助金交 付事項変更・中止承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けな ければならない。
- 2 前項の規定による変更申請があったときは、市長は第7条第1項に準じて 決定の内容を変更し、既存民間建築物耐震診断補助金変更通知書(様式第6 号)により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の報告)

第10条 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、速やかに既存民間建築 物耐震診断報告書(様式第7号。以下「報告書」という。)に必要書類を添え て、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、

耐震診断が適正に行われたと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書(様式第9号。以下「交付請求書」という。)に必要書類を添えて、市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 市長は、前条の交付請求書を受理したときは、当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し)
- 第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - (2) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書(様式第11号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第16条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成20年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年7月1日から施行する。